

Title	土地問題と産業組合
Author(s)	八木, 芳之助
Citation	経済論叢 (1936), 43(2): 282-296
Issue Date	1936-08-01
URL	https://doi.org/10.14989/130831
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號二第 卷三十四第

行發日一月八年一十和昭

論叢

地方税としての住居税……………法學博士神戸正雄
資金需要供給の金融緩慢逼迫に於ける中立性……………經濟學博士小島昌太郎

時論

革新原理としての「民有國用」に就いて……………經濟學博士石川興二
日印貿易の再檢討……………經濟學博士谷口吉彦

研究

フイヒテに於ける國民の福祉……………經濟學士出口勇藏

講演

近時に於ける經濟觀と政策觀の變化に就て……………法學博士河田嗣郎

說苑

ドイツ商業航空の新展開……………法學士吉川貫二
ルーテルの商業及利子論……………經濟學士澤崎堅造
土地問題と産業組合……………經濟學博士八木芳之助

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

土地問題と産業組合

八木芳之助

一

昭和五年の農業恐慌以來、その對策として、農産物價格政策と農民の自力更生政策とに重點が置かれて來たのであるが、今や兩政策を有効に遂行するためには土地問題の解決にまで進出することが不可避的となつた。蓋し兩政策を主たる内容とする農村經濟更生運動が、その第五年度に入りつゝあるに拘らず、小作爭議が全國的に著しく激増する傾向にあることは、この運動による農村更生の基礎地盤の建設を阻止し、ひいては現下の土地問題の解決策として考へらるゝ方策として、(一)土地の國有化、(二)小作法の制定、(三)自作農創設事業、(四)産業組合組織による土地利用組合並に申合組

合組織による耕地管理組合の普及を擧げ、私自身としては、先づ以て我が國情に適する小作法を制定し、然る後に於て大規模なる自作農創設事業を行ふことを可とする旨を主張した。¹⁾

この小論に於ては、産業組合組織による土地利用組合、並に申合組織による耕地管理組合によつて、現在のところ土地問題が如何なる方法と限度とで解決されてゐるかを瞭にし、今後に於ける此等の兩組合による土地問題解決の將來性について少しく展望しようと思ふ。

二

現在のところ我國に於て産業組合組織による土地利用組合により、また申合組織による耕地管理組合によつて、土地問題の解決を圖つてゐる組合總數が幾何に達してゐるかは、之を正確に知るを得ないが、農林省農務局の調査によれば、愛媛縣下に二産業組合²⁾、島根縣下に一産業組合⁴⁾、群馬縣下に一申合組合⁵⁾が擧げ

1) 拙稿、現下の土地問題と自作農創設事業（經濟論叢、第四十三卷、第一號）参照。
2) 農林省農務局、小作委員會と其の事業の概要（昭和九年一月）
3) 余土村信購販利組合。今出信購販利組合。 4) 野外信購販利組合。
5) 宮古耕地理業務執行委員會。 6) 兵庫縣農會、耕地管理組合の菜（昭和十年七月）によれば、日高信購販利組合、下三方信購販利組合、山崎信購販利

られて居り、兵庫縣農會の調査によれば、同縣下に二十六の土地利用組合（産業組合）と九十六の耕地管理組合（申合組合）とが擧げられてゐる。

この土地利用組合及び耕地管理組合の目標とするところは一樣であつて、何れも小作條件、就中、小作料の額並にその支拂方法を統一し合理化して、小作料收納を圓滑ならしむると共に、小作料の分配過程を合理化せんとするものである。組合を設立すれば、組合員たる地主は自己の所有土地を組合に預けて其の管理を組合に委託し、小作者は組合の管理に屬する土地を借り受けて耕作することゝなるのである。「従つて組合は小作料の決定、減免の査定、小作料の取立等地主としての事務を行ふと共に、其の小作料を地主へ納入する小作者の立場にもある。即ち組合は地主であり又小作人であるわけである。」⁷⁾従つて此の種の組合に於ては、組合員としては一村内の地主も小作人も含まれ、彼等相互の協調によつて、小作條件の合理化を圖り、その共存共榮を圖らんとするものであるから、一村内

の小作人のみによつて組織され、有利なる小作條件を獲得することを目標とし、地主組合又は地主團體と相對立する關係に立つ小作人の共同借地組合とは、幾分その性質が異つてゐる。⁸⁾更に土地利用組合又は耕地管理組合に於ては、その管理する土地は、組合員たる小作人に之を貸付けて、個人經營の方式で利用せしめるもので、愛媛縣下の余土村の産業組合に於ける如く、組合員が共同經營を行ふことは寧ろ例外である。⁹⁾

この土地利用組合は産業組合法による産業組合組織によるものであるが、耕地管理組合は産業組合法によらざる申合組合である。兵庫縣下に於て申合組合組織による耕地管理組合の多いのは、大正十二年四月より同縣農會に於て土地利用組合設置獎勵規定を制定し、その普及に努めて來たが、その後産業組合法による土地利用組合は町村區域のものに限定せんとする縣の方針に伴ひ、部落區域で設立せんとするものは、之を耕地管理組合なる名稱によつて任意組合組織とし、土地利用組合と同様の獎勵を加へることゝなつたからであ

共同耕地部落善入、管理組合、耕地管理組合、小作組合と版（昭和七年四月）三頁。この一例である（農林省農務局、⁷⁾ 耕地管理組合の委託委員會の如き（昭和三十四年四月）三頁。⁸⁾ 同縣農會の品野町品野小作組合による農業共同經營に就いては此の小論に於て觸れな⁹⁾ 組合員たる小作人を含む組合員たる地主も小作人も含まれ、彼等相互の協調によつて、小作條件の合理化を圖り、その共存共榮を圖らんとするものであるから、一村内

る。加之、耕地管理組合は申合せによつて成立する任意組合であり、他から何等束縛されることなく、官廳の他に對する手續等を要しない簡易な組織であることが、反つて農村民の心情に適するものであらう。また其の區域が一部落に限定されてゐることも、小作料の改定をより容易にするであらうし、更に此の種の組合が單に小作地の管理をなし、小作料の收納のみを擔

當し、金融、購買、販賣等の附帶事業を行はない限り、組合の活動期間は小作料收納の行はれる比較的短期間に限られることとなるから、簡易なる申合組合組織によるのをより便宜とするためであらう。
茲に兵庫縣下に於ける土地利用組合並に耕地管理組合を、組合員數と關係耕地面積とに従つて、分類すれば、次の如くなつてゐる。¹⁰⁾

組合員數	土地利用組合數	耕地管理組合數
20人以下	—	1
21—40	5	18
41—60	6	24
61—80	3	23
81—100	3	16
101—120	2	4
121—140	1	3
141—160	—	2
161—180	1	2
181—200	—	—
200人以上	5	3
合計	26	96
一組合平均組合員數	145.5人	75.1人
關係耕地面積	土地利用組合數	耕地管理組合數
10町以下	—	10
20 〃	9	29
30 〃	7	26
40 〃	2	13
50 〃	1	7
60 〃	2	4
70 〃	—	1
80 〃	—	2
90 〃	—	—
100 〃	1	1
100町以上	4	3
合計	26	96
一組合平均管理耕地面積	46.8町	29.1町

即ち土地利用組合は概して耕地管理組合よりも、組合員に就いても、また管理耕地面積に就いても、その規模がより大きくなつて居る。即ち土地利用組合の一組合平均組合員數は一四五人、一組合平均管理耕地面積

積は四六町步なるに、耕地管理組合に於てはそれ〴〵七五人、二九町步となつてゐる。^(註一)

(註二) その他、余土村信購販利組合(愛媛)に於ては組合員は五五五人、管理耕地面積は一四二町步となつて居り、

10) この點に就いては、拙著農村産業組合の研究、第四章參照。
兵庫縣農會、耕地管理組合の乘(昭和十年七月、但し昭和十年四月現在)による。

今出信購取利組合(愛媛)に於ては組合員は一九三人、管理耕地面積は四一町歩となつて居り、野外信購取利組合(高根)では夫々八一人、六七町歩となつてゐる。反之、申合組合たる宮古耕地管理業務執行委員會(群馬)に於ては組合員は三七人、管理耕地面積は一三・五町歩となつて居り、その規模は前者よりも小さい。¹¹⁾

三

かく土地利用組合と耕地管理組合とは、その法的組織と規模とに於て多少の差異を示すが、その目標とする處は一樣であるから、茲では便宜上、兩者を一括して、その組織、事業、その效果等に關して論述しつゝ、多少の批判を加へ、最後に申合組合たる耕地管理組合と産業組合との關係に就いて論及するであらう。

(一) 土地利用組合の組織

土地利用組合は耕地の管理によつて、地主小作間の小作料收納を圓滑ならしむることによつて、耕地に關する相互の利便と安定とを期し、以て兩者間の融和親善を圖り、併せて組合員の生活の安定と福利の増進に努めることを使命とするもの

である。而して組合員たる資格を有する者は、区域内に於て耕地を所有する者(地主)及び獨立の生計を營み耕作に従事する者である。従つて區域外在住の地主でも、其の区域内に土地を所有する時は組合員となることが出来る。また純自作農は直接土地の貸借には關係はないが、部落の圓滿上、また組合をして圓滑に其の事業を遂行せしむるために、組合に加入してもらふ場合が多い。従て土地利用組合の組合員は一般に、地主自作農、自作兼小作農及び小作農からなつてゐる。

されば此の種の組合は、地主階級又は小作人階級の階級的利益のみを追求するものではない。即ち絶對的の小作農の利益追求機關でもなく、又絶對的の地主擁護機關でもない。寧ろ組合は超階級的なる第三者の立場に立つて、地主小作兩者に對して、或點に於ては其の利益を圖り、或點に於ては其の放恣を警めて、兩者間の利害の調和を圖るものである。即ち「地主も小作者も一切を組合に委託するから、從來の煩雜なる交渉を全然要せず、又勝手氣儘を云はない様になり、公平

11) 農林省農務局、小作委員會と其の事業の概要(昭和九年一月)による。

地主の支出負擔……四一・一二^四 小作人の支出負擔……五五・二八^四

(負擔割合)……四三%

(負擔割合)……五七%

内譯

内譯

租税公課……………九・九七^四 勞賃……………四一・〇三^四

土地資(公債の利)……………三〇・〇〇 諸材料費……………一二・九一

本利子(率による)……………一・一五 農具費……………一・三四

其他……………一・一五

過去五ヶ年の反當り平均收量は二石三斗を示すも、
作人の努力に依り、二斗を増收すべきは容易なるを以
て、二石五斗を標準とする。即ち生産費を基準とする
小作料は一石七升五合となる。

$$2.5 \times \frac{43}{43 + 57} = 1.075$$

(乙)次に既往十ヶ年の平均實收小作料は契約小作料よ
り一割三分減免されてゐるから、實收の舊小作料は一
石二斗四升四合となる。

$$1.43 \times (1.00 - 0.13) = 1.244$$

此の(甲)及び(乙)小作料の平均たる一石一斗五升九合が
新基準小作料となる。

かくの如く、生産費を基準とする小作料のみによら

土地問題と産業組合

ず、實收小作料をも斟酌したることは、一見地主に有
利なるが如くであるが、那須博士の言はるゝ如く、「地
方にて急激に小作料を激減することは容易に地主の承
諾を求むる能はざるべき事情をも考へ、差し當りては
此の第一次公正小作料と、現在の小作料との平均を以
て、改正小作料となすべき事を唱導する者あり、又現
に之を實行せる例もある。これ稍々生温るき感がある
が、頗る實際的なやり方であつて、漸を以て移るは移
らざるに優ること薄々である」¹⁵⁾からである。加之、此
の種組合への加入は、何等の強要に基くものでないか
ら、漸次的改善の方法を選ばなければ、組合員を増加
し得ないからである。

今この日高組合の實狀を離れ、單に理論的に考ふる
ならば、(甲)小作料の算定に際し、過去五ヶ年の實際の
反當り平均收量をとらず、作人の努力により増收し得
べき收量たる二石五斗を標準にしたるは如何かと考へ
られる。次に(乙)小作料の算定に際し、既往十ヶ年の平
均減免高を基準にしたることもまた如何かと考へられ

15) 自大正七年至大正十一年の五ヶ年平均。
16) 那須皓氏、農政論考、二六二頁。

る。即ち甲)小作料算定に際し、過去五ヶ年の平均收量をとれるが、それならば、乙)小作料の算定に際しても同様に過去五ヶ年の平均減免率を採るべきではなかつたかと考へられる。けれども斯くの如く理論通りに解決されない處に、現在の農村生活の傳統性と非合理性とが窺はれる次第であり、それだけ小作料の改定に携はる委員達の苦心の程が、はつきりと眼前に浮び來るやうに思はれる。

かくの如くにして反當り新基準となる平均小作料が定まれば、次に小作料査定委員は各耕地を一巡して、耕作の便否十五點、地質十點、乾濕五點の採點標準によりて、全耕地を甲乙丙の三段に分ち、更に之を上中下に區分し、それらの等級の耕地に對し其の小作料に一定の格差を付し、かくして決定されたる各等級耕地の小作料の總和をして、反當り平均新基準小作料に耕地總反別を乗じたる積に等しからしめるものである。^(註一)かくて日高組合の日置支部に於ては新反當小作料の最高は一石五斗、最低は六斗、平均が上述の一石一斗五

升九合となり、舊反當平均小作料一石四斗三升に比し、約一割八分引下げられることゝなつた。

(註一) 兵庫縣下の優良耕地管理組合として掲げらるゝ、水上郡の下小倉組合に於ては、地質三十五點、土地乾濕十五點、水利便否二十點、耕作便否十五點、日光良否十五點計百點とする採點方法により、各筆の耕地毎に點數、即ち等級を確定し、百點を一石五斗として、各點數に應ずる小作料を算出してゐる。¹⁷⁾この場合に問題となる點は何故に最高小作料を一石五斗としたかの理論的根據である。これは兵庫縣農會の調査書によれば、既往十ヶ年間に減免し來つた歩合の平均たる一割餘を舊小作料より天引したものの如くであるが、單にこれのみにては小作料改定の意味が少いから、やはり多少の面倒はあつても、地主小作人の支出負擔割合から、基準小作料を算出した方が、より合理的ではあるまいか。²⁰⁾

かく土地利用組合又は耕地管理組合により改定されたる新小作料が、舊小作料に比して幾%低下されたかを兵庫縣下のものについて左に示さう。¹⁸⁾

即ち土地利用組合の方が耕地管理組合よりも、小作料の減額歩合がより大きくなつて居り、前者の平均が

17) 過去五ヶ年の平均收量たるの二石三斗を基準にすれば、(甲)小作料は九斗八升
過去九作料は一石一斗五升と、實際の(昭和十年七月)新基準小作料より四升五合低くなる。
18) 兵庫縣農會、耕地管理組合の調査書による。
19) 兵庫縣農會、耕地管理組合の調査書による。

小作料減額 歩合	土地利用 組合数	耕地管理 組合数
2%以下	—	11
2.1—4.0	—	9
4.1—6.0	1	16
6.1—8.0	1	8
8.1—10.0	5	11
10.1—12.0	1	8
12.1—14.0	7	4
14.1—16.0	1	6
16.1—18.0	—	5
18.1—20.0	4	3
20.1%以上	1	4
合計	21	85
小作料平均 減額歩合	13.3%	9.0%

一三%三なるに、後者の平均が九%となつてゐるに過ぎない。耕地管理組合は部落單位の小規模なるものであるから、小作人の側から比較的有能なる委員を選ぶことが困難なると、小作人が地主と對等の地位に立つことが比較的困難なるによるものではないかとも考へられるが、今のところ私は之を充分に説明するに足る資料を有しない。

(B)減收の場合に於ける小作料減免方法の改正 組合設立後、風水害、病蟲害其他不可抗力のため、著しく作物に被害を受けた場合には、小作者が收穫以前に組

合に申出ると、組合委員が出張して立毛を檢見し、場合によつては坪刈を行ひ、規程の定める所に従つて相等額の減免をなすのが通例である。このためには組合規約により、(1)其の田の反當收穫高が反當小作料に何斗を加へた額以下に減收した場合に其の差額の何割を減免するか、(2)其の田の反當收穫高が反當小作料に何斗を加へた額以下に減收した場合には其の差額を減免するか、(3)反當收穫高が何石以下の場合には、等級の如何を論ぜず、組合作成の標準表に照し減額するとか規定して、凶作年に於て減免率に關して紛議を醸さないやう豫め減免率を確定して置くこととなつてゐる。

この減免率に従つて、小作料の減免をなしたるときは、その減免したる小作料は、(イ)組合が負擔するか、(ロ)關係地主が個別的に負擔するか、(ハ)地主全體の連帶負擔とするかの三方法がある。

(イ)先づ組合の負擔とする場合について考へるに、組合と小作人との間に契約耕作せる耕地に對して減免を

20) 料減額歩合を發表してゐるものは、前者21、後者85である。做つてゐる。
 21) 島根縣の野外組合の方法及び(2)は兵庫縣下で行はれてゐるもので、(3)は島根縣の野外組合の方法である。

行ふのであるから、減免したゞけは組合の負擔とするのが一應合理的と考へられる。併しこの場合には小作人も組合員として減免額の一部分を負擔せねばならぬこととなるから、實質的には甚だ不合理となる。蓋し此の方法によれば、幾分か小作人の負擔によつて、地主をして作柄豊凶の如何に拘らず、安全に定額小作料を收得せしむる結果となるからである。されば兵庫縣農會が土地利用組合の模範規約に於て、「減免に依り生じたる組合の缺損は耕地を提供せる組合員の負擔とす」と規定せるは至當の處置である。

(ロ)されば減免による組合の缺損は、耕地を提供せる組合員たる地主の負擔とするを至當とするが、併し各地主を個別的に考へ、減免した耕地の地主のみに之を負擔せしむることは、動もすれば従前の地主對小作人の直接關係を想起せしめ、組合の存在とその機能とを害する惧がある。

(ハ)従つて減免額を土地提供組合員全體の連帶負擔とし全地主が共同責任の下に之を負擔するのが最も合理

的である。兵庫縣農會の調査書によれば、此の場合この「減免額を土地提供組合員全體の連帶負擔とし、賃貸料に應じて按分する」²²⁾を以て可とされるもの、如くであるが、小作料改訂に際し、土地の生産力を參酌する傍ら、水害その他により、減收を被り易き耕地を劣等田として、小作料を低く決定するときは、減免を行ふ頻繁度及び減免歩合の最も高い耕地の所有者が、最も少なく減免額を負擔することとなり、反つて不公平な結果となる惧がある。但し賃貸料の高い耕地は、それだけ負擔能力が大であるから、減免負擔を多くしても差支へなしと考へるならば、それにもまた一理がある。

若し全體の地主が年々受取る小作料中の幾分かを、各耕地の減免蓋然率に従つて、減免基金として組合に積立て、置くならば、各地主の小作料受取高を年々均一とし乍ら、凶作に際して、小作料の減免をなすことが出来ることとなるから、この方法を選ぶべきであらう。

22) 兵庫縣農會、耕地管理組合の葉(昭和十年七月)二八頁。

尙ほ小作料の減免に關聯して、凶作保險制度を加味してゐる組合がある。例へば兵庫縣の下小倉耕地管理組合では、小作料改定に際し小作料を相當引き下げた結果、特別の場合の外は減免しないこととしたが、併し異常なる凶作に備ふるため、毎年小作料一石に對し地主及び自作者は二升、小作者は一升五合を徴收し、之を總會費其他の經費に充て、残りを積立て、不作の際の補償にあてる。即ち(1)地主が小作料の減免を行つても、之を組合の負擔とする。従て地主に對しては作柄の如何に拘らず定額小作料を交付する。(2)小作者が反當收穫高より小作料を差引いた殘額、即ち純收穫が六斗を下る場合は、收穫が六斗となるまで組合から補償する。(3)自作者は小作料(自作地にも假に小作料を定む)の十四割以下に收量が減すれば其不足額を組合より補償する。但し補償額は六斗を越え得ない規程となつてゐる。²³⁾

この凶作保險制は、實質的には、小作人をして小作料減免額の一部を負担せしむることゝなるから不合

理のやうであるが、併し他面に於て地主は小作人の最低收穫を保障することゝなるから、先の不合理は之で相殺されることゝなり、相互扶助の妙味が發揮される。但し一方地主に對して、定額小作料を保障する限り、他方小作人に對しては最低生活をなし得る收穫を保障することが必要となるのではないか。超階級的立場に立つ組合としては、今少しく此の點を考慮すべきであらう。この意味に於て小作人に對する純收穫六斗の保障は今少しく之を引上ぐる必要があらう。

(C)小作料收納の合理化 小作料は組合の手で各組合員より徴收するもので、收穫調製が終つた頃に、組合から小作料納入通知書を出して、納入日と搬入場所とを通知する。小作者が數筆の組合管理田を小作して居る時にも、小作料は數筆合計を一括して組合に納入すればよい。かくして一箇所又は數箇所に集積された小作米は之を共同販賣に付して地主に計算するか、共同保管とするか、或は集つた小作米を等級別に按分して組合より土地提供組合員に支拂ふのである。小作者

23) 兵庫縣農會、前掲書、五七頁

は數筆の組合管理田を小作して居る時でも、小作料は數筆合計分を一括して組合へ納入すればよいのであるから、従前の如く數人の地主の住宅に別々に持參する手数は省略出来るが、しかし端米は一點だけしか出來ないこととなる。従て従前の如く數人の地主へ別々に小作米を納入する場合に較べ、この數點の端米を丸俵とするだけの手數と經費とが小作人にかゝり、地主全體にとりては端米の點數が少くなるだけ、それだけ有利に小作米を販賣することが出来ることとなる。此等の點に就いては組合の理事者及び委員會は超階級的立場から、地主小作人の利益を公平に判斷し、獎勵米その他の方法によつて、小作人の勞費に報いる處がなければならぬ。組合が農業倉庫を兼營する場合には、小作米は之を全部農業倉庫へ搬入し、入庫證券を以て地主へ納付する方法が一般に採られてゐる。

(D) 土地利用組合による耕地の交換分合と小作地の斡旋、土地利用組合又は耕地管理組合によつて、小作料が總て耕作地の生産條件を基礎として改定される關係

上、組合員たる耕作者は組合區域内の何處の土地を耕作するも、小作料に關しては何等の不公平を感じないから、成るべく自家附近の耕作上便利な土地を小作するやう、又各小作人の耕地が比較的集團化するやうに圖り、作業能率の増進を圖ることが望ましい。既存の利用組合や耕地管理組合に於ては、地主の干與もあるから、小作人の思ふが儘の耕地の交換分合は行はれ難いであらうが、そのことは決して、實現不可能ではない。現に兵庫縣下の大澤村善入部落土地管理組合に於ては、作業能率の増進を圖るため、組合の斡旋により組合員が各自耕作地を交換して自家附近の便利な土地を耕作してゐる。即ち營に「小作者のみでなく自作兼地主も交換を行ふ」即ち比較的遠方の自己の田は他の組合員に耕作せしめ自家附近の田を借受け耕作するものである。²⁶⁾かくて大正十年より昭和三年迄に五町七反七畝の排地が交換された。而して同組合の耕地管理面積は昭和七年四月現在に於て十四町五反五畝となつてゐるから、耕地管理總面積の約四割が既に交換分合さ

24) 小作料が四斗、八斗等の如く四斗俵を單位とせず、九斗五升等の如く端數で定められてゐる場合を意味す。

25) 兵庫縣農會、耕地管理組合の葉（昭和七年四月）六八頁。

れたことゝなつてゐる。²⁶⁾ 今後は各組合とも此の方面の改善に努力し、且つ各小作人の耕地を成るべく集團化することによつて作業能率の増進に努むべきであらう。また組合員たる小作人の労働家族員の死亡、其の他により、労働力に不足を來したるため、耕作地の一部を組合に返還する場合に、この耕作地の獲得を各組合員の自由競争に委ねるときは、小作料を不當に引上げ小作料改定の主旨に反する結果となるから、この場合には組合委員会に於て、元の儘の小作料で、餘剩勞力ある組合員に之を耕作せしむべきである。鳥根縣の野外信購販利組合では多少斯かる小作地の斡旋をなしつつあるが、他の組合に於ても斯かる小作地の斡旋をも行ひ、之によつて小作料を引上ぐることなく、また小作敷金を支拂ふことなく、組合員の労働力に應じ耕地の過不足を調節することが必要である。

(三) 土地利用組合内部に於ける土地賃貸借關係 兵庫縣農會の模範規約は、此の點に關し次の如く規定してゐる。

土地問題と産業組合

第十九條 耕地ヲ所有スル組合員ハ組合區域内ニ於ケル其所有耕地ヲ總テ組合ニ提供シ其管理ヲ委託スルコトヲ要ス

第二十一條 組合ノ管理ニ屬スル耕地ヲ小作スル組合員ハ組合ノ承諾ヲ得スシテ其小作地ヲ他人ニ利用セシムルコトヲ得ス

第三十二條 土地賃貸借契約及ヒ小作契約期間満了ニ際シテハ特別ノ事由ナキ限り従前ノ契約者ト引續キ契約ヲ爲スモノトス

第三十三條 耕地ヲ提供セル組合員カ組合ニ提供セル土地ヲ他ニ賣却スルカ、自作スルカ又ハ組合ヲ脱退スル等已ムヲ得サル事由ニ因リ契約期間中ニ土地賃貸借契約ノ全部又ハ一部ヲ解除スル必要ヲ生シタル時及ヒ小作セル組合員ガ止ムヲ得サル理由ニヨリ耕地ヲ返還セントスルトキハ六ヶ月以前ニ組合長ニ申出テ其承認ヲ得ルコトヲ要ス、但シ此ノ場合ト雖モ稻作及ビ麥作期間中ハ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得ス

第三十四條 前條ノ事由ニ依リ組合カ耕地ヲ提供セル組合員ヨリ賃貸借契約解除ノ申出ヲ受ケタルトキハ組合ハ直チニ其耕地ヲ小作セル組合員ニ通告シ前條ノ期間ヲ經過スルトキハ小作契約ヲ解除スルモノトス、此ノ場合ニハ小作セル組合員ハ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

これによれば地主は組合に加入脱退することは自由であるが、一旦組合に加入すれば、その所有耕地は之

を全部組合に提供することゝなるから、その耕地を小作するものは、組合員たる小作人に限ることゝなり、又特別の事由なき限り、小作契約期間満了後も引續き小作せしむることゝしてゐるから、小作人の地位が保護される。併し地主が組合を脱退するか、提供せる土地を他に費却するか、或は自作する場合には、小作人は六ヶ月の猶豫期間を以て耕作地を組合に返還しなればならないから、この點に關しては小作人の地位は不安である。

更に愛媛縣の余土、今出、島根縣の野外、兵庫縣の日高、下三方等の土地利用組合に於ては、小作人たる組合員が組合に提出する耕地利用證書には『利用地ハ契約期間内ト雖モ貴組合カ土地提供者ニ返還ヲ要スルニ至ルカ又ハ拙者ノ利用カ不適當ト認メラル、トキハ其ノ年二月十五日迄ニ其旨通知アラバ無償ヲ以テ異議ナク返還スルコト』なる條項がある。地主が組合に參加する以上、實際的には土地提供中は已むを得ざる事情のない限り、提供せる土地の返還を要求することは

ないと考へらるゝが、耕地利用證書に右の如き條項が記入されてゐることは、局外者から見れば小作人の地位が甚だ不安のやうに思はれるから、今少しく何とか此の點について改善を加ふる必要があらう。

四

以上、現在の土地利用組合又は耕地管理組合が如何なる方法と限度とに於て、土地問題の解決を圖つてゐるかを瞭にした。この種の組合が地主小作人の協調組織として超階級的立場に立つて、兩者の協調を促すものであるから、小作人のみの階級的利益を追求する人々にとりては、甚だ生温い組織と感ぜられるであらう。けれども今日の我國の政治經濟の客觀的情勢に照して考ふるならば、かゝる超階級的な協調的なる立場に立つ組合でなければ、發展し得ないであらうし、また現實に即した土地問題の解決は圖れないであらう。かく云へばとて、それは必ずしも現在の地主と小作人との兩方の主張の五分五分(眞中)を結着點として定むるこ

とを意味するのではない。相對立する地主と小作人の何れが、今日不當により、不利なる地位に置かれて居り、その結果として國民全體の健全なる發展が阻害されてゐるかを知り、超階級的立場より、地主と小作人との現存關係をば、國民全體の健全なる發展に合致するやう、之を改善しなければならぬ。かゝる立場から、現在の土地利用組合又は耕地管理組合にありては、次の諸點に就いて改善が加へらるゝことが望ましい。

一、土地利用組合又は耕地管理組合に於ける小作料の改定に際しては、如何にして公正なる小作料を算出するか極めて重要な問題である。今日に於ては一般に所謂生産費を基準とする小作料、即ち地主と小作人の農業經營に關する支出負擔によつて、收量を按分する方法が比較的合理的なるものとして採用されてゐるが、小作料改定に關し現實に即した解決を圖る上からすれば、この方法が先づ穩當なるものとして採用されるべきものであらう。土地利用組合及び耕地管理組合に於て廣くこの方式によつて小作料が改定されること

ゝなれば、現在の改定小作料よりも今少しく小作料を引下げ得る望みがある。従つて小作料の改定に際しては、單に過去五ヶ年乃至十ヶ年の實收小作料の平均を以て、直ちに之をそのまゝ改定小作料とすることなく、右の所謂生産費を基準とする小作料をも參酌すべきである。

尙ほ將來の小作料の改定に際しては、小農經營は之を一の生業と考へ、之によつて小作人が如何なる場合に於ても最低生活だけは必ず保障されるやう、收量の按分に際しては、この最低生活費をも考慮に入れるやう工夫することが必要であると考へられる。

二、今日の部落單位の耕地管理組合を支部として、町村單位の組合を組織し、之によつて組合には多數の地主と小作人とを包含せしめ、地主と小作人とが組合の内部に於て對等の地位を有し、對等の交渉に依り、小作條件其他の協調を圖り得るやうに工夫することが必要である。これによつて小區域の部落單位の組合内部に於て、動もすれば存続することのある小作人の地

主への従屬性は之を除去することが出来、従つて小作條件に關し公正なる協調を遂げ得るに至るであらう。

三、組合内部に於ける小作人の生活を安定ならしむるため、普通五年乃至七年となれる土地賃貸契約期間は今少しく之を長期とし、且つ組合の管理する耕地は、土地賃貸借契約満了後も、特別の事由なき限り、引續き契約を繼續せしむることゝなすことが必要である。

四、従つて耕地を提供せる組合員たる地主が、組合に提供せる土地を賣却せんとするときは、組合にその先買權を認めしめ、合理的價格で之を組合に買取り、更に之を現在の耕作者たる組合員に賣却して自作農たらしめ、かくて次第に組合をして自作農組合たらしめるやう圖るべきである。また排地を提供せる組合員たる地主が自作する爲め、組合に提供せる土地の返還を要求する場合にも、その地主の自家勞力で耕作し得る面積の土地だけに其の返還を限り、以て小作人をして成るべく其の生業を失はしめないやう工夫すべきである。従つて組合員に土地購入に關する金融並に貯金の

便宜を得せしめ、その他、販賣、購買、利用等に關する便宜を得せしむるため、現在の申合組合たる耕地管理組合は之を法人化して、産業組合に團體加入せしむることが必要である。

更に國家としても、かゝる組合員たる小作人、否、廣く一般の小作人の地位を確保し、その生活の安定を圖るため、その小作關係を永く持續せしめ得るやう、小作法、その他の適當なる方策を速に樹立すべきであらう。